

Ⅲ 岡山大学教育学部規程

〔平成16年4月1日〕
岡大教規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大則第2号）に基づき、岡山大学教育学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、管理学則に示す大学の目的を達成するとともに、教育の理論及び実際を教授研究し、学校教育の分野等で活躍する有為な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(課程)

第7条 本学部に次の課程を置く。

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

第8条 削除

(協力学校等)

第9条 研究及び実習の目的のために公立又は私立の学校、保育所及びその他の福祉施設を協力学校、協力保育所及び協力福祉施設として設けることができる。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、全学共通科目、英語科目、専門教育科目により編成する。

2 全学共通科目及び英語科目の授業科目名等は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 専門教育科目は、全学交流科目、専門基礎科目及び専門科目により編成する。

4 専門科目は、次の各号に掲げる科目とする。

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目

二 教科及び教科の指導法に関する科目

三 教育の基礎的理解に関する科目

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科

目

- 五 道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目
 - 六 教育実践に関する科目
 - 七 大学が独自に設定する科目
 - 八 特別支援教育に関する科目
 - 九 保育士に関する科目
 - 十 養護に関する科目
 - 十一 地域教育コース科目
 - 十二 英語で学ぶ専門科目
 - 十三 卒業研究
- 5 専門教育科目は，第7条及び次条に定める専攻及びコースの別に従い，その履修形態により学部共通科目，課程科目，専攻共通科目，コース科目，地域教育プログラム科目，自由選択科目及び卒業研究に区分する。
- (専攻及びコース)
- 第11条 学校教育教員養成課程に次の専攻及びコースを置き，中学校教育専攻の学生は，いずれかのコースに所属するものとする。
- 小学校教育専攻
 - 中学校教育専攻
 - 国語教育コース，社会科教育コース，数学教育コース，理科教育コース，音楽教育コース，美術教育コース，保健体育教育コース，技術・工業教育コース，家政教育コース，英語教育コース，地域教育コース
 - 特別支援教育専攻
 - 幼児教育専攻
- 2 養護教諭養成課程に次のコースを置き，当該課程の学生は，いずれかのコースに所属するものとする。
- 養護教育コース
 - 地域教育コース
- (開講科目等の公示)
- 第12条 各年度において開講する全学共通科目，英語科目及び専門教育科目の授業科目名，時間数，単位数，担当教員等については，学年の始めに公示する。
- (成績評価基準)
- 第13条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については，講義要覧等により学年の始めに公表する。
- (単位の計算方法)
- 第14条 本学部における単位の計算方法は，次の基準によるものとする。
- 一 講義及び演習については，15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，それに必要な学修等を考慮して，別に定める。
 - 三 卒業研究については，それに必要な学修等を考慮して，6単位とする。
- (履修方法及び履修登録科目の上限設定等)
- 第15条 学生は，各学期毎に履修しようとする科目を学部長に届け出て承認を得なければならない。
- 2 学生が，本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは，学部長を経て，当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。
 - 3 学生が，他の大学の授業科目の履修を希望するときは，指導教員の承認を得て，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

4 学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、2学期間にわたり履修登録できる単位数の上限については、別に定め、公表する。

(全学共通科目及び英語科目の履修)

第16条 全学共通科目及び英語科目は、別表第2に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

(専門教育科目の履修)

第17条 専門教育科目は、別表第3に定めるところにより、所定の単位以上を修得しなければならない。

2 専門教育科目の授業科目名等は、別に示す。

(単位の認定)

第18条 単位の認定は、第13条に規定する成績評価基準に照らし、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

(他の大学又は短期大学における修得単位の認定)

第19条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

2 前項の規定により、修得したものとして認定できる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、前条により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育実習、養護実習及び保育実習)

第21条 教育実習、養護実習及び保育実習については、別に示す。その単位修得は、学部長が附属学校長、協力学校長、協力保育所長又は協力福祉施設長の提出する資料に基づき判定する。

(卒業研究)

第22条 卒業研究については、別に示す。その単位修得は、指導教員の審査に基づき、関係教員の合議により判定する。

(卒業)

第23条 本学部に4年以上在学し、別表第2及び第3の卒業要件単位数を修得することに加え、別表第4のうち所属する課程、専攻、コースにおいて必要最低限の卒業要件単位数の修得をもって取得することができる教育職員免許状の取得要件を満たした者について卒業を認定する。

(教育職員免許状等)

第24条 本学部における教育課程の履修(小学校教育専攻及び中学校教育専攻に所属する学生は介護等体験を含む。)により、別表第4に示す種類の教育職員免許状の取得資格を得ることができる。ただし、幼児教育専攻においては、あわせて保育士の資格を取得することができる。

(転入学、編入学、転学部、学士入学及び再入学)

第25条 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

2 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間は、審議の上、認定するものとする。

(他の大学への転学及び受験)

第26条 本学部の学生が、他の大学へ転学を志望する場合は、審議の上、許可することがある。

2 本学部の学生が、在学のまま新たに入学する者の例によって他の大学を受験する場合は、学部長の許可を得なければならない。

(他学部への転学部)

第27条 本学部の学生で、本学の他の学部へ転学部を願い出た場合は、審議の上、許可することがある。

(留学)

第28条 学生が、外国の大学へ留学を希望するときは、指導教員の承認を得て、学部長に願い出て許可を得なければならない。

2 単位の認定については、第19条の規定を準用する。

(課程の変更)

第29条 本学部の学生で、本学部の他の課程へ転課程を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

第30条 削除

(専攻又はコースの変更)

第31条 本学部の学生で、専攻又はコースの変更を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

(科目等履修生)

第32条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第33条 他の大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、当該学生の所属する大学との協議に基づき許可することがある。

(研究生)

第34条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、学年の始めに研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第35条 教育委員会その他公の機関等から、その所属職員について、研修のため委託の願い出があるときは、審議の上、許可することがある。

(規程の改正)

第36条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学部規程等を廃止する規程(平成16年岡大教規程第1号)により廃止される岡山大学教育学部規程(平成7年岡山大学教育学部規程第3号)の例による。

省 略

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和7年度以前の入学者については、改正後の岡山大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第1 全学共通科目及び英語科目授業科目名等

科 目 区 分		授業科目	単 位	
全学共通科目	課題探究		授業科目及び単位については、岡山大学教育推進機構長が学年の始めに公示する。	
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目		
		数理・データサイエンス科目		
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目		
		スポーツ演習科目		
	市民性と異文化理解	実践知科目		
		芸術知科目		
市民性教育科目				
英語科目	必修英語			
	選択英語			

別表第2 卒業認定に必要な全学共通科目及び英語科目の単位数

○各課程共通

科目区分		授業科目		卒業要件			
全学共通科目	課題探究	知の探研 注1		3	3	20	
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1 (情報機器の操作を含む) ※	1	1以上		8以上
			情報処理入門2 (情報機器の操作を含む) ※				
			情報処理入門3 (情報機器の操作を含む) ※				
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1			
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目	健康・スポーツ科学 ※	1			
		スポーツ演習科目	するスポーツ演習 ※	1以上			
	市民性と異文化理解	実践知科目					
		芸術知科目					
		市民性教育科目	日本国憲法 ※	2			
			注2				
	言語文化科目	注6					
英語科目	必修英語 注3・注4	コミュニケーション英語 (S&L) ※	2	9	注5		
		コミュニケーション英語 (R&W)	2				
		アカデミック英語 (プレゼンテーション)	2				
		アカデミック英語 (ライティング)	2				
	選択英語	高年次英語		1			
		S P A c E 英語					
		キャリアパス英語					
全学共通科目及び英語科目の卒業要件単位数合計				20			

注1 知の探研については、履修する学期はクラス分けにより指定される。第1学期に1年次生全員が事前学習を行い、学生番号末尾が偶数の学生は第2学期に、奇数の学生は第3学期に探究活動を行う。

注2 市民性教育科目のうち、留学生支援ボランティア実習、学生支援ボランティア実習I～IV、アクセシビリティ実習、初等数学1～2、初等生物学1～2および初等物理学1～2の単位は卒業要件外である。

注3 コミュニケーション英語 (S&L)、コミュニケーション英語 (R&W)については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。1年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。

注4 アカデミック英語 (プレゼンテーション)、アカデミック英語 (ライティング)については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。2年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。

注5 S P A c E 英語及びキャリアパス英語の単位は卒業要件外である。

注6 外国人留学生が言語文化科目の日本語系科目の単位を修得した場合、6単位まで英語科目の単位とみなすことができる。

※は教育職員免許法施行規則 (昭和29年文部省令第26号) 第66条の6に定める科目

別表第3 卒業認定に必要な専門教育科目の単位数

【学校教育教員養成課程】

科目区分				小学校教育		中学校教育		特別支援教育専攻		幼児教育 専攻
				専攻	地域	専攻	地域	小学校	中学校	
専門教育科目	全学 交流 科目	学部 共通 科目	社会系交流科目 生命系交流科目 自然系交流科目	4	4	4	4	4	4	4
	専門 基礎 科目		学部ガイダンス科目	1	1	1	1	1	1	1
	専門 科目		専攻 共通 科目	教育の基礎的理解に関する科目	11	11	11	11	11	11
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目		10	10	10	10	10	10	
		大学が独自に設定する科目		3	3	3	3	3	3	6
		英語で学ぶ専門科目		2	2	2	2	2	2	2
	専門 科目	専攻 共通 科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目							28
			教科及び教科の指導法に関する科目	46	46	40	28	34	28	
			教育実践に関する科目	12	12	12	12	12	12	9
			特別支援教育に関する科目					36	36	
			保育士に関する科目							28
				地域教育コース科目				12		
				自由選択科目	11		17	17		
				地域教育プログラム科目		11				
				卒業研究	6	6	6	6	6	6
専門教育科目卒業要件単位数合計				106	106	106	106	119	113	105

【養護教諭養成課程】

科目区分				単位数
専門教育科目	全学 交流 科目	学部 共通 科目	社会系交流科目 生命系交流科目 自然系交流科目	4
	専門 基礎 科目		学部ガイダンス科目	1
	専門 科目		専攻 共通 科目	教育の基礎的理解に関する科目
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒 指導、教育相談等に関する科目		10
		大学が独自に設定する科目		3
		英語で学ぶ専門科目		2
	専門 科目	課程 科目	養護に関する科目	29
			教育実践に関する科目	10
			教科及び教科の指導法に関する科目	4
		コース科目	12	
		自由選択科目	13	
				卒業研究
専門教育科目卒業要件単位数合計				105

別表第4 教育職員免許状の種類

課 程	免許状の種類	免 許 教 科 等
学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，工業，英語 知的障害者，肢体不自由者，病弱者，視覚障害者，聴覚障害者
養護教諭養成課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	保健 保健